

第9回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年11月7日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、鷹栖委員、人見委員、沼田委員、栂川委員、穂積委員、
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、小松委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員
オブザーバー

藤原、水間、山田、河合、工藤、鷄徳、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、
石川主事

1 開会

2 グループ別会議

これまで検討してきた、検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務について、各グループのまとめと検討内容の発表を行った。

（1）各グループ発表概要

【Aグループ】

- 白河市のまちづくりの主体となる団体を一通り挙げて、それぞれの団体が持っている役割を考えた。
- 「他の自治体との関わりのある団体」としては、ふるさと回帰支援センターや国際交流協会、「文化・歴史の保存・継承をする団体」としては、ちょうちん祭りの保存会、「景観や自然環境の保全を推進する団体」としては、白河の関地域保全隊やびゃっこい保存会、「市民活動の団体」としては、まず主体となる市民がいて、市民活動支援会や市民活動サークル、地域コミュニティの核となる自治会、市民を支援するNPO法人など、「産業・経済関係の団体」としては、JAや商工会議所、観光協会などの団体がある。以上の5つのグループがまちづくりの主体となって活動する団体である。
- 主体となるグループをサポートするのが、(図の)下にいる、「福祉」、「教育」、「安全」のグループである。「福祉」としては、社会福祉協議会や医師会、「教育（学

校教育ではなく、地域で行う教育支援という意味)」としては、地域子育て支援センターや子供会、「安全を守ってくれる団体」としては消防団などがある。

- 「行財政」としては、行政は「公平・公正」という使命があり、役割としては、ある特定の目的をもって、様々な団体などと「きょうどう」していくということがある。「きょうどう」といっても、目的に向かって一緒に汗を流したり、考えたりと様々な形があるので、「共働」、「共同」、「協働」という3つの「きょうどう」の文字を使っている。
- 行財政のチェック機関としては、審議会、オンブズマン、税理士や弁護士などの専門家がいる。さらに市民のみなさんがより議会の傍聴に足を運ぶようにという意味で、傍聴に行きやすくするようなサポート団体があればいいのではないかという意見があった。
- このような様々なグループに属する団体がまちづくりに関わっているが、それぞれの団体が公序良俗に反しないよう、それぞれの役割を果たしていけばいいのではないか。

【Bグループ】

- 主体として一番大きいのは市民。その中でも、「市民団体」、「企業」、「白河市に関わりのある人」の3つのグループに分けられる。
- 「市民団体」としては、町内会、自治会、消防団、PTAなどが、「企業」としては、「商工会」や「観光資源（白河市で言えば、白河ラーメンのお店）」、「商工会議所」、「農協」などが入る。また「白河市に関わりのある人」としては、「白河市から転出した人で参画を希望する人」、「白河市内の企業等で働いている個人」などは、まちづくりの主体として考えてもいいのではないかという結論に達した。
- 各グループの下にそれぞれの役割や責務を記載している。
- 「市民活動団体」の役割としては、「地区住民の意見集約」、「地域の問題解決」、「町内会への協力」、「情熱をもって活動し、周りを巻き込むような人材の育成」、「まちづくりに参画するよう努力すること」などが挙げられた。
- 「企業」の役割としては、「行政や市のために活動している団体等との連携を深めるよう努力すること」、「意見集約と問題解決」、「環境保全や文化の推進に努める」、「地域に愛される企業になる」などが挙げられた。
- 「白河市に関わりのある人」の役割としては、「白河を好きでいること」、「積極的にイベントに参加すること」などが挙げられた。
- 「行政」の役割としては、「まちづくりの主体となる者」のサポート役として、ネットワークづくりのきっかけ、まちづくりの担い手の育成などが挙げられた。
- 市民を核とする、「市民団体」、「企業」、「白河市に関わりのある人」の各グループに共通する目標として、未来の担い手である子どもに対して、将来の白河市を考

える上での何かしらいい影響を与えるということもあるのではないか。

【Cグループ】

- まちづくりの主体について、「市民」、「自治会」、「NPO」、「産業関係団体」、「企業」、「市議会」、「行政」の7つに分けた。
- それぞれの主体の役割などについては、「責務」は「各主体が個となって行うこと」、「役割」は「その主体が外部に向けて行うこと」という定義で分けて考えた。
- 市民の責務としては、「元気に生きる」、「迷惑にならない範囲で好きなことを行うこと」、「納税すること」など、市民の役割としては、「行政へ要望を伝えること」、「市政へ参加すること」、「議会の運営を見守ること」などが挙げられた。
- 自治会の責務としては、「住民自治の保全」、「地域コミュニティの支援強化」、「環境の保全」など、自治体の役割としては、「隣接する自治会との連携など地域社会のつながりをつくること」、「住民の意見を行政に伝えること」などが挙げられた。
- NPOの責務としては、「当初の事業目的の遂行」、NPOの役割としては、「市民や民間企業と行政との調整」などがあるのではないか。
- 産業関係団体の責務としては、「商工業の育成」、「規制緩和などの要求」など、産業関係団体の役割としては、「イベントの開催」、「官民学の関係強化」などが挙げられた。
- 企業の責務としては、「営利を求めること」、「納税すること」など、企業の役割としては、「業務の結果としての地域経済の発展」、「地域の文化や芸術の振興」などが挙げられた。
- 市議会の責務としては、「事案の議決」、「市政の監視・牽制」、「市政の把握に努めること」など、市議会の役割としては、「情報の開示」などが挙げられた。
- 行政の責務としては、「政策の立案や事業の実施」、「地域福祉の向上」、「みんなが喜びそうな制度やサービスを考えること」、「魅力的な情報開示」など、行政の役割としては、「説明責任」、「イベントへの参加」などが挙げられた。

【Dグループ】

- まちづくりの主体としては、各グループから意見が出ていたが、「まちづくりの主人公」となると、十分に煮詰まった結論を出すことができなかった。各メンバーの人生経験の違いなどから、主体としてどこまで認めるのかということが非常に問題となった。
- グループとしてまとまったところとしては、主体のコアとして、円の中心に入っている、「日本国籍を有する20歳以上の成人市民」が考えられるのではないかとということ。
- 外国人や子どもも主体として考えられるのかという議論もあったが、現実の問題

として、外国人の参政権は法制化されていないことや、「まちづくりの主人公」と考えた時に、外国人や子どもの意見を聞くことは必要であっても決定権者とするのはどうなのだろうかというところなどから、様々な意見が出たため、まとまりきらなかった。ただ、まとめることはできなかったが、様々な視点から議論をすることができたことは、大きな収穫だったのではないかと。

(2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れさまでした。一通り発表を聞かせていただいて、まず、グループごとに考え方にそれぞれ特徴があるなと感じました。それぞれのグループの特徴的な考え方、こういったところをより活かしていけばいいのではないかという点を指摘させていただきたいと思います。

まず、Aグループですが、最初にまちづくりに関わる団体にはどのような団体があるのかというところから議論を始めたということですが、団体がまちづくりを推進しているんだというようなイメージを持って整理していただいたということだと思います。団体の中でも、まちづくりの主体となる団体とそれをサポートする団体とに分けて整理していましたが、この点はすごくいい着眼点であり、Aグループの特徴だったのではないかと思います。

次にBグループですが、市民という言葉をどのように受け止めるのかというところで、「市民団体」、「企業」、「白河市に関わりのある人」の3つに分けて整理しました。これが一つの特徴と言えます。その3つのグループごとに、どこがコアになるのかといったところはもう少し詰めることができればよかったのではないかと思います。あくまで、市民が主役となってまちづくりを進め、行政はそのサポート役であるという視点は、いい着眼点だったと言えるのではないのでしょうか。また、発表の最後に、将来世代のことを考えるということがそれぞれのまちづくりの主体の役割を考える上で大事であるということを確認されていましたが、これは自治基本条例の根本に立ち返って考えてみると、これからの白河市のあり方というものを考える際の基本となる自治基本条例を考えていく上で、この視点は非常に重要であると思います。

次に、Cグループですが、一番オーソドックスなまとめ方をさせていただいたのではないかと思います。市民、自治会、NPO、産業関係団体、企業、市議会、行政という7つのグループに分けて責務や役割をまとめたということで、他のグループとの関係で議論を整理する上での、一つの基盤を提示していただけました。また、各主体が個となって行う「責務」と各主体が対外的に行う「役割」とに分けて検討していましたが、極めて意味のある分け方だったのではないかと思います。

最後にDグループですが、まちづくりの主体となるコアの部分とその周辺となる部分とをどう考えるのかというところで、かなり議論したということでした。どこ

までをまちづくりに主体的に関わるメンバーとして認めるべきなのかというところは、大きな論点となる場所ですので、その点についてじっくり考えていただいたということは、意味のあることだったのではないのでしょうか。また、子どもをどのように扱うのかということ論点として提示していただきましたが、これは、子どもを行政の意思決定に関わらせるべきなのかという関係で言えば、市民参画をどこまで認めるのかというところと密接に関わってくると思います。

最後に、全体を通して一つお話ししておきたいことは、様々な主体が市のまちづくりに関わるということがあって、その際にどこまで責務というものを考えていくべきなのかという議論があります。特に、市民の皆さんに対して、責務という形で一定の義務を負わせるということがどうなのかという議論です。実際に自治基本条例という条例も、もともとは憲法と同じように、行政の方向性を市民が枠づけるという発想で、市民の代表である議会が条例を制定するというストーリーがあります。そのような中で、市民の皆さんにどのような責務を負わせることができるのかということについては、確かに慎重に考えなければならない部分もあります。この点について十分に意識していただいた上で議論していただいたとは思いますが、そのあたりがどの程度最終的に皆さんの発表に出ていたのかということ、私の方が若干くみ取れなかった部分があったという点を最後に雑感としてお話しさせていただいて、私の講評とさせていただきたいと思います。

3 全体会議

住民投票の取り扱いに関する案について、会議資料により事務局から説明し、質疑応答を行った。意見などがあれば、次回の会議までに事務局までご意見をいただき、何もなければ事務局案を承認しものとする事とした。

(1) 質疑応答

○私が長年生きてきた中で、住民投票が本当に必要だと感じたのは1件ぐらいであったので、常設型の住民投票制度を整備しなくても、現行の地方自治法に基づく個別の住民投票で十分だと思う。

4 次回の会議等のお知らせ

(1) 検討項目③の総まとめに関する意見について

委員からいただいた検討項目③の総まとめに関する意見について、資料を配付し、説明した。

(2) P I 活動について

別紙資料により活動の概要について説明した。

(3) 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。質問等がある場合には、後日に個別で事務局に連絡いただくこととした。

5 閉会